

質問書に対する回答

工事名：東京外かく環状道路 中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事

No.	質問事項	回答
1	【基本性能・基本条件書】 本工事の着手が可能な時期をご教示願います。	建設工事の着手時期については、原則として、設計業務の完了日以降となります。
2	【技術提案様式3-3-3】 ランプシールドの延伸を必要とする提案を行う場合は、費用は計上するが、別途工事で施工するため工程計画には含めない、と理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。
3	【手続き開始の公示(説明書)P12】 躯体の施工方法の『躯体』とは、棟壁を除く本設躯体(二次覆工、内部構築工を含む)と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	本設躯体には、二次覆工は含まれますが内部構築工は含まれません。
4	【手続き開始の公示(説明書)P12】 技術提案項目4. 躯体および5. 棟壁に記載の長期健全性とは、供用開始後のコンクリートのメンテナンスに関する技術提案も含まれると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	長期健全性とは、耐久性等に関する提案を求めており、供用開始後のコンクリートのメンテナンスに関する技術提案は含まれません。
5	【手続き開始の公示(説明書)P14】 『技術提案の内容に関する技術確認(プレゼンテーション)』について、説明時間はどのくらいをお考えでしょうか。また、説明においては、パワーポイントや動画の使用は可能でしょうか。 また、設計業務及び配置予定技術者を複数名の登録を行った場合、登録者全員が出席し、その中から説明者を選出すればよいか、また、説明者は登録者である必要がありますか、ご教示願います。	プレゼンテーションの説明時間については、競争参加者宛てに別途連絡いたします。 技術提案書の内容を補足的に説明するために、プレゼンテーションにおいてパワーポイントや動画を使用することは認めますが、評価対象となる技術提案内容は、改善技術提案書に記載されるもののみとなります。 プレゼンテーションの説明者については、登録者全員が出席する必要はなく、説明者を登録者から選出する必要はありません。
6	【手続き開始の公示(説明書)P14】 「第三者との協議が必要な提案は採用しない」とあります。本工事の施工に伴う地表面への影響・変状調査(測量等)が必要ですが、この作業は道路管理者との協議、第三者への配慮が必要となるため、提案内容から外すことで宜しいでしょうか。ご教示願います。	提案する施工方法等によって、やむを得ず隣接する関連工事等との協議が必要となる場合は、技術対話において確認させて頂きます。
7	【基本性能・基本条件書P3、P7】 (3/9)設計に用いる地下水条件は、既往の調査結果により、また本工事の施工による影響も評価し設定します。しかし隣接する工事によりその設定値が変動することも懸念されます。(7/9)リスク分担先が受注者となっていますが、隣接工事による地下水の変動への対応は、別途協議として判断して宜しいでしょうか。ご教示願います。	隣接工事による地下水の変動への対応は、別途協議と考えて下さい。
8	【基本性能・基本条件書P4 設計条件】 ランプシールドトンネルにおいて残置されるシールド機の図面をご提示いただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	残置されるシールド機については、機長約12mでお考え下さい。

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事

No.	質問事項	回答
9	<p>【基本性能・基本条件書P4】 施工条件に關し、ランプシールド工事の残置物はありますか。坑内・立坑・地上とも、全ての仮設備を新規計上すべきですか。ご教示願います。</p>	<p>基本性能・基本条件書(4/9)ランプトンネルの構造条件に示す以外に、ランプシールド工事の残置物はありません。全ての仮設備は本工事で設置するものとお考えください。</p>
10	<p>【基本性能・基本条件書P4】 ランプトンネルの構造条件に、ランプトンネル工事は施工完了し、シールドマシンの残置状況等、本工事着手時の条件について記載が御座いますが、技術提案様式-2注意事項(6)記載のランプシールドトンネル工事の延伸を必要とする場合、延伸やマシンの解体等は地中拡幅工事での施工範囲と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。</p>	<p>ランプシールドトンネル工事の延伸については、技術対話にて内容を確認させていただきます。ランプシールドトンネル工事の延伸が必要とされる場合には、延伸やマシンの解体はランプシールドトンネル工事にて実施する予定です。</p>